

# 「集团的自衛権行使は違憲」

## 山口繁・元最高裁長官



やまぐち・しげる 1932年11月、神戸生まれ。京大卒。東京高裁部総括判事、司法研修所長、福岡高裁長官などを歴任。第2次橋本内閣の97年10月から、第1次小泉内閣の2002年11月まで最高裁長官を務めた。長官在任中は、裁判員制度や法科大学院の導入などを柱とする司法制度改革に対応した。著書に「新井白石と裁判」。

「憲法の番人」である最高裁の元トップが安保法案を「違憲」とする見解を示したのは初めて。歴代の元内閣法制局長官や憲法学者の多くが「違憲」と指摘するなか、法案の正当性に改めて疑問が突きつけられた。

山口氏は、安保法案を「違憲」と考える理由について「集团的自衛権の行使は憲法9条の下では許されないとする政府見解の下で、予算編成や立法がなされ、国民の大多数がそれを支持してきた」と指摘。「従来の解釈が憲法9条の規範として骨肉化しており、それを変えるのなら、憲法改正し国民にアピールするのが正攻法だ」とも述べた。

安倍晋三首相らは、米軍駐留の合憲性を争った1959年の砂川事件最高裁判決が、法案の合憲性の根拠になると主張する。これに対し山口氏は「当時の最高裁が集团的自衛権を意識していたとは到底考えられないし、(憲法で)集团的自衛権や個別的自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」と否定的な見方を示した。

安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)は昨年5月、安保環境の変化などを理由に憲法解釈の変更で「限定的な集团的自衛権行使」の容

## 「砂川判決根拠」主張に否定的

安全保障関連法案について、山口繁・元最高裁長官(82)が1日、朝日新聞の取材に応じ、「少なくとも集团的自衛権の行使を認める立法は違憲だと言わざるを得ない」と述べた。安倍内閣が従来の憲法解釈を変えて集团的自衛権の行使を容認した昨年7月の閣議決定について、「(解釈変更は)論理的整合性があるというのなら、(政府は)これまでの見解が間違っていたと言っべきだ」と語った。

### 砂川事件最高裁判決

1957年7月に東京都砂川町(現立川市)の米軍基地拡張に反対した学生ら7人が基地に立ち入ったとして、刑事特別法違反の罪で起訴された。東京地裁は59年3月、米軍駐留は憲法9条違反として全員無罪とした。最高裁大法廷は59年12月、①憲法9条は自衛権を否定しておらず、他国に安全保障を求めることを禁じていない②外国の軍隊は、憲法9条2項が禁じる戦力にあたらぬ③安保条約は高度の政治性を持ち、「一見極めて明白に違憲無効」とはいえず、司法審査になじまない——と判断して一審判決を破棄し、東京地裁に差し戻した。

認を求める報告書をまとめた。内閣はこれを踏まえ、同7月1日に解釈変更を閣議決定。山口氏は、「法治主義とは何か、立憲主義とは何かをわきまえていない。憲法9条の抑制機能をどう考えているのか」と批判する。(論説委員・高橋純子、編集委員・豊秀一)

▼3面||主な一問一答

9/3  
山口元

# 山口元 最高裁長官 主な一問一答

「憲法の番人」のトップを務めた山口元・元最高裁長官が朝日新聞のインタビューに応じ、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法案を「違憲」と指摘し、安倍政権による憲法解釈の変更や立法の正当性に疑問を投げかけた。主な一問一答は次の通り。▼1面参照

## 9条解釈は規範 変更なら改憲が筋

—安全保障関連法案についてどう考えますか。  
少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲と言わねばならない。我が国は集団的自衛権を有しているが行使はせず、専守防衛に徹する。これが憲法9条の解釈です。その解釈に基づき、60余年間、様々な立法や予算編成がなされてきたし、その解釈を憲法と政治与野党選挙の洗礼を受けた。この事実が非常に重たい。

—安全保障関連法案についてどう考えますか。  
単なる解釈ではなく、規範へと昇格しているのではないかと。9条の骨髄と化している解釈を変えて、集団的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋であり、正攻法でしょう。——「法案は違憲」との指摘に対して、政府は1972年の政府見解と論理的整合性が保たれていると反論しています。何を言っているのか理解できない。「憲法上許され

## 砂川判決 行使意識したと考えられない

—安倍首相ら政権側は砂川事件の最高裁判決を根拠に、安保法案は「合憲」と主張しています。非常におかしな話だ。砂川判決で扱った旧日米安保条約は、武装を解除された日本は固有の自衛権を行使する有効な手段を持っていない、だから日本は米軍の駐留を希望するという屈辱的な内容です。日本には自衛権を行使する手段がそもそもないので、集団的自衛権の行使なんてまった

—「許される」。この言葉は「なす」が両方成り立てば、憲法解釈とは言えない。論理的整合性があるというのなら、72年の政府見解は間違いであつたと言わなければなりません。

—「限定的な集団的自衛権の行使」は容認されるという政府の主張についてはどう考えますか。  
腑に落ちないのは、肝心の日米安全保障条約にこの議論がどの程度まで盛り込まれているか。条約5条1項では、日本の領土・領海において、攻撃があった場合には

### 72年見解

田中内閣が国会で示した政府見解。①憲法は必要な自衛の措置を禁じていない②外国の武力攻撃によって急迫、不正の事態に対処し、国民の権利を守るためのやむを得ない措置は必要最小限度にとどまる——との基本的論理を示し、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と結論づけた。安倍内閣は、①と②の論理は維持するとして上で、安保環境の変化を理由に「自衛の措置としての集団的自衛権の行使は認められる」と結論を変えた。

### 日米安保条約5条

米国の対日防衛義務を定めた条項。「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続(き)に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」などと規定。武力攻撃が発生した場合に、日米両国が共同で日本の防衛にあたることを定めている。

日米共同の行動をとると言われていた。米国だけが集団的自衛権を行使して日本を防衛する義務を負う、実質的な片務条約です。日本が米国の関係で集団的自衛権を行使するためには、条約改定が必要で、それをしない日本が米国の助けに行うことはできない。しかし、条約改定という方法を開けてしまえば、様々な問題が噴き出して大変なことになる。政府はどう取捨を図るつもりなのか。

6月4日	衆議院憲法審査会で、自民党など各党の推薦で参考人招致された長谷部教授、早大教授、小林節、慶大名誉教授ら憲法学者3人が安全保障関連法案を「憲法違反」と指摘
8日	安倍首相が訪問中のドイツの記者会見で、砂川判決を引用して法案の正当性を強調
9日	政府が法案が違憲ではないとする反論の「政府見解」を野党に示す
11日	衆議院憲法審査会で自民の高村正彦副総裁が砂川判決を引用し、法案は違憲ではないと反論
7月15日	衆議院特別委員会では法案の採決が強行され、16日に衆院を通過
8月3日	参院特別委員会が「法的安定性は関係ない」と発言した磯崎陽輔首相補佐官を参考人招致
26日	元最高裁判事や元内閣法制局長官、憲法学者など法律の専門家ら約300人が法案を「違憲」と指摘。廃案を求める

—安倍首相ら政権側は砂川事件の最高裁判決を根拠に、安保法案は「合憲」と主張しています。非常におかしな話だ。砂川判決で扱った旧日米安保条約は、武装を解除された日本は固有の自衛権を行使する有効な手段を持っていない、だから日本は米軍の駐留を希望するという屈辱的な内容です。日本には自衛権を行使する手段がそもそもないので、集団的自衛権の行使なんてまった

—砂川事件判決は、憲法9条の制定趣旨や同2項の戦力の範囲については判断を示している。「統治行為論」についても、旧日米安保条約の内容に限ったものではない。それなのに9条に關してはすべて「統治行為論」で対応するとの議論に結び付けようとする、何か意図的なものを感じます。——内閣法制局の現状をどう見ていますか。非常に遺憾な事態です。法制局はかつて「内閣の良心」と言われていた。「米

—砂川事件判決は、憲法9条の制定趣旨や同2項の戦力の範囲については判断を示している。「統治行為論」についても、旧日米安保条約の内容に限ったものではない。それなのに9条に關してはすべて「統治行為論」で対応するとの議論に結び付けようとする、何か意図的なものを感じます。——内閣法制局の現状をどう見ていますか。非常に遺憾な事態です。法制局はかつて「内閣の良心」と言われていた。「米

子、編集委員・豊秀(一)

# 自民、一時は判決封印

## 「最高裁こそ権威」再び持ち出す

国会で審議中の安全保障関連法案をめぐることは、6月4日、衆院憲法審査会に参考人として招かれた憲法学者3人全員が「憲法違反」と指摘。自民党推薦の長谷部恭男・早大教授は、「個別的自衛権のみ許されるという(9条の)論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのか」と批判した。これに対し政府は同9日、法案は違憲ではないとする見解を野党に提示。自民党幹部は「憲法解釈の最高権威は最高裁。憲法学者でも内閣法制局でもない」(稲田朋美政調会長)などと反論を始めた。政府や自民党は、砂川事件の最高裁判決を法案の合憲性の「根拠」に挙げている。この主張は、公明党から「集団的自衛権を視野に入れた判決ではない」などと反発を受け、一時は「封印」されていたが、「最高裁こそ権威」との訴えを支えるものとして再び使われるようになった。

安倍晋三首相は同26日の衆院特別委員会で、「平和安全法制の考え方は砂川判決の考え方に沿ったもので、判決は自衛権の限定容認が合憲である根拠たりうる」と答弁。同判決が集団的自衛権の行使を容認する根拠になると明言した。

また、砂川判決が「統治行為論」を示した点も、与党側は政権による解釈変更の正当性を主張する論拠に使っている。